

(七) トレジャー錠2.5mg 2.5mg 1錠 1,084.90
 (八) ボノチ錠1mg 1mg 1錠 135.50
 (九) リカルボ錠1mg 1mg 1錠 135.50
 (れ) シニッチカチセル2.5mg 2.5mg 1カチセル 1,745.10

注 射

(そ) ソリア皮下注用 (る) 150mg 1瓶 70,503
 ルセンチナス塩子体内注射液2.3mg/0.23ml 0.5mg0.05ml 1瓶 176,235

外 用

(あ) アドヒア50エア―120吸入用 12.0g 1瓶 6,618.10
 厚生労働省告示第六十六号
 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号) 第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める者(平成二十年厚生労働省告示第九十四号)の一部を次のように改正する。

厚生労働大臣 舛添 要一
 第二号中、「又はポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン(天疱瘡(ステロイド剤の効果不十分な場合)の患者に投与するものに限る。)」を、「乾燥ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン(天疱瘡(ステロイド剤の効果不十分な場合)の患者に投与するものに限る。)、A型ボツリヌス毒素(小児脳性麻痺であつて下肢痙縮に伴う尖足(かたびら)の患者(二歳以上の小児に限る。))に投与するものに限る。)、ラニヒズマブ(遺伝子組換え)又はオマリズマブ(遺伝子組換え)に改める。」

○農林水産省告示第三百三十七号
 農林水産省告示第三百三十八号

○農林水産省告示第三百三十八号
 農林水産省告示第三百三十九号
 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

第二項の規定に基づき、平成二十一年産の秋植えばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、たまねぎ、かぼちゃ及びホップ並びに平成二十二年産のさとうきびに係る同法第二百二十条の十四第二項及び第五百十条の六第二項の農林水産大臣が定める地域及び単位当たり共済金額の範囲を次のように定める。
 平成二十一年三月十三日

農林水産大臣 石破 茂

(「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除に係る保安林の所在場所 岐阜県各務原市鷺沼台六丁目一五九の一から一五九の四まで
- 二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由 指定理由の消滅

○経済産業省告示第四十号
 貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第九号第一項第三号の二八及び第四号八の規定に基づき、平成二十年経済産業省告示第百八十七号(貿易関係貿易外取引等に関する省令第九号第一項第三号の二八及び第四号八の規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第百八十七号)別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物(同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。))の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月十三日から施行する。
 平成二十一年三月十三日

第三号中(昭和二十九年法律第六十五号)及び(昭和二十九年法律第六十四号)を削り、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号として次の一号を加える。
 三 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八十二条に基づき海上における警備行動(同活動に付随して防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四条第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。))の用に供するために職務の提供を行う場合
 経済産業大臣 一階 俊博

○経済産業省告示第四十一号
 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百八十七号)第四条第二号の水及びびへの規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百四十六号(輸出貿易管理令第四条第一項第二号水及びびへの規定により経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物)の一部を次のように改正し、平成二十一年三月十三日から施行する。
 平成二十一年三月十三日

経済産業大臣 二階 俊博
 第二号中、「又は自衛隊法」を、「自衛隊法第八十二条に基づく海上における警備行動の用に供するために自衛隊が輸出する貨物であつて、当該行動の終了後本邦に輸入すべきもの又は同法に改める。」
 ○経済産業省告示第四十二号
 家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第四百四号)第三条の規定に基づき、合成樹脂加工品質表示規程の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十一年三月十三日

経済産業大臣 二階 俊博

合成樹脂加工品質表示規程の一部を改正する告示
 合成樹脂加工品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号(四)中「同じ。」の下に「ただし、軟質の樹脂製のものにあつては、湯は約三分の二程度にとどめ、空気を抜いて使用すること。」等材質に応じて適切な湯量の表示を行うこと。」を加える。
 附則
 1 この告示は、平成二十一年五月一日から施行する。
 2 この告示の施行前に、この告示による改正前の合成樹脂加工品質表示規程の規定に基づき表示をした合成樹脂加工品については、その表示をこの告示による改正後の合成樹脂加工品質表示規程の規定に基づくものとみなす。

国土交通省告示第二百七十八号
 阪神間都市計画事業新住宅市街地開発事業北摂地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)第二十七条第二項の規定に基づき告示する。
 平成二十一年三月十三日

国土交通大臣 金子 一義

工区名称

2	41, 5113, 5114, 5115, 5116, 5117, 5119, 520, 521, 522, 523, 540, 568, 5110, 5136, 5137, 5145, 5146, 5147, 5148, 5144, 5150, 5151, 5152, 5153, 5157, 5170, 5172, 5173, 5174, 5175, 5176, 5177, 5178, 5178, 5179, 5180, 5181, 5182, 5183, 5184, 5185, 5186, 5187, 5188, 5189, 5190, 5191, 5192, 5193, 5194, 5195, 5196, 5197, 5198, 5199, 5200, 5201, 5202, 5203, 5204, 5205, 5209, 5210, 5211, 5212
---	--